

環境委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(2) 東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について

資 料 東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について

港 湾 局

(令和5年8月24日)

東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について

1 概要

令和3年6月3日から東扇島東公園に不法に放置されていた大型バスについて、市の再三の撤去要請にも関わらず、所有者が応じない状況を受け、港湾法及び川崎市港湾施設条例に基づく撤去命令書を発出した。履行期限を経過しても撤去が行われなかったことから、令和4年7月14日までに撤去義務を履行しないときは、行政代執行法に基づき川崎市が本件大型バスの撤去を行う旨を所有者に告知した。それでもなお、撤去義務が履行されなかったため、令和4年7月22日に行政代執行を実施し、適切な保管をしていたが、有価で引取可能とする事業者がいなかったことから、差押と公売による撤去ができず、保管費用がバスの価値を上回る令和5年7月10日に廃棄処分を実施した。

2 経過

- R3. 6. 1 令和3年5月24日に入庫し、同月31日に一度出庫した本件バスが再入庫
R3. 6. 3 放置状態の開始（許可の失効）
R3. 7～ 所有者宅への訪問(4回)、撤去要請文書の発送(5回)、電話催告(10回)を行い、速やかに撤去するよう要請(行政指導)を行うも、「市が原状回復(バスを修繕)すれば移動させる」などと主張し、話は平行線の状況
R4. 5. 17 弁明の機会の付与通知→弁明書の提出期限（R4. 5. 30）
R4. 5. 31 撤去命令書（履行期限6/14）
R4. 6. 2 環境委員会へ報告
(東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について) → 港湾法及び川崎市港湾施設条例に基づく行政処分
R4. 6. 15 履行催告書（履行期限6/22）
R4. 7. 1 戒告書（履行期限7/14）
R4. 7. 15 代執行令書（代執行実施通知）
R4. 7. 22 行政代執行実施 } 行政代執行法に基づく行政処分
R4. 8. 2 大型バスの引取り通知→引取期限（R4. 11. 1）
R4. 8. 26 代執行費用等（代執行費用、駐車場使用料、不法行為に基づく損害賠償請求（不法駐車期間の使用料相当額）請求
R4. 10. 11 代執行費用等督促
R4. 10～ 財産調査
R5. 2. 2 環境委員会へ報告（東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について）
R5. 5. 15 再度の大型バスの引取り通知→引取期限（R5. 6. 30）
R5. 7. 10 大型バス処分
→有価で引取可能とする事業者がいなかったことから保管費用がバスの価値（10万円）を上回る7月10日に廃棄処分

3 滞納債権について

	請求事由	期間	金額	納付状況	時効完成日
公債権	代執行費用		370,738円	未納	R9. 10. 13
	駐車場使用料	R3. 6. 1～R3. 6. 2	3,200円	未納	R9. 10. 13
私債権	不法行為に基づく損害賠償請求（不法駐車期間の使用料相当額）	R3. 6. 3～R4. 7. 22	664,000円	未納	R7. 10. 13
	事務管理費用（保管期間中の使用料相当額）	R4. 7. 22～R5. 7. 10	100,184円	—	R10. 10 予定
	事務管理費用（処分費用）	R5. 7. 10（支払手続中）	440,000円	—	

・国内財産調査の結果、現状では支払い能力がないことが判明している。

【今後の方針】

滞納債権については、これまでも催告を行ってきたが、所有者に対して自主納付を求めて催告を実施する。また、今後も財産調査を実施する。

4 今後の対応について

再発防止策として、大型車が東扇島東公園駐車場を利用する際には事前連絡するようホームページ及び駐車場入口看板で周知し、不審な車両については、即時に特定できる体制を整えている。

〈廃棄処分の様子〉

